

# 高知県教育委員会 会議録

令和3年4月定例委員会

場所：教育委員室

## (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和3年4月20日(火) 13:15

閉会 令和3年4月20日(火) 16:00

(14:00から14:30まで一時中断)

## (2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	伊藤 博明
	教育委員	平田 健一
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦
欠席者	教育委員	森下 安子

## (3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	合田 和穂
〃	教育次長	菅谷 匠
〃	教育次長	黒瀬 渡
〃	教育政策課長	小笠原直樹
〃	教職員・福利課長	中平 貢正 (付議第3号から第6号除く)
〃	小中学校課長	武田 浩志 (付議第5号のみ)
〃	高等学校課長	濱川 智明 (報告第2号及び付議第3号のみ)
〃	特別支援教育課長	高橋 信司 (付議第4号及び付議第6号のみ)
〃	教育政策課課長補佐	三谷 玲子
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	北村 朋理 (会議録作成)
〃	教育政策課主査	前田つぼ美 (会議録作成)

## (4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

### 【冒頭】

教育長	4月定例委員会を開催する。
教育次長(総括)	(提案説明)
教育長	付議第3号から第6号は、個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第3号から第6号を非公開の取扱いとする。 また、本日の議事進行については、順不同となるが、まず、非公開議案の付議第5号及び第6号をご審議いただき、14時30分から公開議案の報告第1号及び第2号、付議第1号及び付議第2号をご審議

いただき、最後に非公開議案の報告第3号及び付議第4号をご審議  
 いただき進行とさせていただきます。

【付議第5号 教職員の人事議案 (小中学校課)】

○小中学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第5号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第5号を原案のとおり議決する。

【付議第6号 教職員の人事議案 (特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第6号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第6号を原案のとおり議決する。

—教育委員会一時中断。(検討会実施) 14時30分より再開—

【報告第1号 高知県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動  
 計画について (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

永野委員	資料5ページ(4)男性教職員の育児休業取得率、(5)男性職員の育児に伴う休暇の取得率は、しっかり頭に入っていない。現場も同じような感覚である気もするが、そのあたりはどんな広報をしていくのか。
事務局	今回のこの見直しと、先ほど申した職員のアンケートなどを踏まえ、現場へ面談シートというような形で事務職員、教職員それぞれに適用するものをお送りし、再度取組の強化を周知するということを考えているところである。

永野委員	<p>ちなみに育児休業というかどうか。休暇というのは分かったが。</p>
事務局	<p>育児休業は生まれた子が3歳の誕生日の前日までとれる休暇になっている。</p> <p>男性職員の場合、配偶者が出産されると、出産の日から3年間はとれるということになる。給料の面だが、180日までは100分の67、その後180日が100分の50となり、子が1歳から3歳までの2年間については給料がゼロということになってくるので、実際取るというときには少しハードルになっていると思う。</p> <p>過去には配偶者が育児休業を取っていたら男性職員はダブルでは取れないというようなことがあったが、今は女性が休業中であっても男性職員もとれるということがあるので、1年とはいわずせめて1週間、一ヶ月でも取って子育てを一緒にやるというようなことを推進していきたい。</p>
平田委員	<p>関連して、資料5ページの(4)、男性教職員の育児休業取得率というのは、この目標は時代の中でいえばこういう目標だと思う。</p> <p>しかしこれは大変きびしい目標であるとも思っている。</p> <p>これを達成するためには、小中学校課とか高等学校課の人事担当と連携し、裏側で人材バンク的なものをもってないと難しいと思う。</p> <p>教員以外の職員ということであればいけると思うが、教員というのは免許制度がある。</p> <p>聞くところによると、元年度は約300名ぐらいの男性教員が該当者で、50%というと150名、それが教員が何人か分からないが、150人が育児休業を取ったときに、補填する人材がいるかどうか。最後は子供に影響してくる。</p> <p>作っているかもしれないが、ぜひ小中高特別支援学校で人材バンク的なものを作り、こういう教科、今こういう人がいるのでどうぞ取ってくださいと言えるような配慮が必要じゃないかと思う。</p> <p>ぜひその辺は目標とともに、これを達成するための方法として、いくつか方法論は練っているとは思いますが、いくつか仕組みも考えて、気楽に取れるようにしてもらおうというのが大事だと思う。</p>
事務局	<p>そういったご意見を踏まえ、実際のところ高い目標値ではあるが、事業主の責務なので、職員に取っていただけるような体制について、しっかりと対応していきたい。</p>
平田委員	<p>ぜひお願いします。</p>
教育長	<p>女性の育児休業は妊娠、出産と連続していくことが多いが、男性の場合</p>

	<p>は現状よりも、もうちょっと計画的に、例えば年度始めに、所属長が面談を行い、育児休業に対する説明をした上で、ずっと3年間休む方もいらっしゃるかもしれないが、生活のこともあるのでやっぱり1年のうちに何ヶ月か、というところが決まると計画的に対応ができるため、臨時講師の確保にも、ある程度余裕ができる。</p> <p>女性の場合はずでに任期付きの職員を採用するようになっているので、男性についてそういう計画的なものが出てくると、しっかり対応していかないと、これからの社会において男性の育児参加であるとか、育休取得率50%などは難しい。意識改革とともにそういう臨時講師を確保することをしっかりやっていかなければならないと考えている。</p>
弥勒委員	<p>この中で全国と比べると、やや全国平均を上回るっていうようなことが書かれているが、どこかにそれぞれの数字の全国平均というのはあるのか。見つけられなかったのだが、何と比べれば分かるのか。</p>
事務局	<p>表の一番下段に、参考で第5次男女共同参画基本計画の中の初等中等教育機関の教頭以上に占める割合を記載している。元年度は全国的には校長、副校長、教頭でこの数字になっている。</p>
弥勒委員	<p>上のところの教員の管理職というところはそのままこの数字を、例えば令和元年の数字は28.4と15.4と20.5とあるが、一対一に比較ができないということか。</p>
事務局	<p>そうである。本日は、資料を持ち合わせていないが、一対一で確認した上で、記載しているとおおり、全国よりは高いということは事実だが、全国と同じような形では資料に落とし切れていない。</p>
弥勒委員	<p>4ページの上段にもあるので、次回同じような資料を作られるのであれば、工夫をお願いします。</p>
事務局	<p>注意する。</p>

【報告第2号 高知県産業教育審議会答申について

(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

弥勒委員	<p>毎回同じことを多分申し上げていると思うが、これからはますます変化が激しくなると思う。まさに産業教育であるから、産業界が即戦力として必要とする学生を育ててくださるということで、本当に貴重な存在だと思っている。</p>
------	--

	<p>2ページに、教員の指導力向上とあるが、たいへん大事なポイントと思うが、それがうまくいっているのかいないのか。今までも産業界からのニーズはすごく大きなものがあったと思うので、それに対して教員がきちんと教えることができるような資質をもってこれたのかどうなのか。振り返ってみて、それが十分であればいいが、もし不十分であれば、なぜそうなのかというところの分析が大事なんじゃないかと思う。つまり資質向上の学ぶ場は用意されているが、時間が取れないだとか、何が原因で今のその状況になっているのか、分析すると、初めて本当の意味での対策が打てるのではないかと思うので、真の原因を探ることが大事じゃないかと思う。そういう意味で、私たちがそういうことを直接聞く場というのはなかなか難しいと思うが、直接教員の方々の生の声を聞かせていただく場というのは、有益なことなんじゃないかと思う。</p> <p>委員のおっしゃるとおりだと思う。</p> <p>本当に社会の変化が激しい中で、そういった子どもたちを、高校でいえば3年間、一定人材を育成していくという中で、まずはおっしゃるように教員の資質、能力の向上が大事だと思っている。産業に限らずだが、特に産業は短期の内地留学や、現場の研修に、10人以上というわけになかなかいかないが、毎年数名の教員を送って、最新の技術、あるいは知識を得て、それをまた学校へフィードバックをするという取組をしている。</p> <p>その中で委員がおっしゃったように、広がらなかった原因もあるんじゃないかということで、次年度からは研修した教員が帰ってきた後、一定勤務した後に、例えば研修の成果がどうであったかということのを他の教員に知らせるような場を設定し、今まで個々で終わっていた研修で得たものを、現場の方で横へつなげていくというような取組を今後していきたい。</p> <p>また、産業界の方々と教員の連絡、連携は今後もさらに深めていく必要があると思うので、今まで以上にそういった検討、あるいは協議をする機会があればぜひ参加させていただきたい</p>
事務局	<p>よくまとめているなと感じている。</p> <p>この資料は、委員のみなさんから貴重な意見を聞いてまとめられているので、ぜひこの数年は、この内容についてどのように各学校なり教育委員会事務局で取り組んだかということ、年度ごとに検証していただきたい。</p> <p>先日の県立学校長会で教育長から、前倒しで次年度の備品や、施設の整備予算も獲得したとの話があったが、やはりいろんな内容を網羅されているので、このことによって学校を変えていくようなことを、校長をはじめそれぞれの専門科の教員には下ろしていただきたいという強い思いを持っている。</p> <p>この4つの視点というのは、時機を得た適切な観点だ。</p> <p>弥勒委員のおっしゃった教員の指導力向上というのはなんにおいても代</p>

	<p>えがたいことである。</p> <p>もうひとつは、職業教育への理解促進という面ではもっともっと農業教育、工業、すべての専門学科において、小中学校の保護者や県民、生徒の皆さん、特に中学校の先生方に何をしているか知ってもらう機会を設けてもらいたい。昨年度からイオンでゆったり色々取り組んでいるので、何をしてるのかという点をアピールしてほしい。私自身は、個人的にだが、専門教育、手に職をつけるという分野には適正年齢と適正教育というのがあ るんじゃないかいつも思っている。やはり適正年齢というのは、15歳くらいだろうと思うので、その辺の育ちの特徴をつかんで指導できる、工業教育なり水産教育なり魅力を感じてやってほしい。それと県の産業振興と人材育成というのを絡めた高校教育を、県立学校ではしていただきたい。専門教育、高校がどう変わっていくのか大変期待しているので、こうしたいただいたご意見を各校が取り組むように最大なるご支援をお願いしたい。</p>
事務局	<p>おっしゃるように7億くらいの設備が今後産業高校に入っていく。そういった中で、答申もいただいたところなので、先日の県立学校長会の後、専門高校の校長を集め、4つの観点が非常に重要だと思うので、学校経営計画の方に少しプラスをして、産業高校はここも含めて検証を毎年していただ いてもらいたいということでお話をさせていただいた。それをまた県教委としても、進捗管理をして、答申の方向性に沿った教育が行われるように支援していきたい。</p>
平田委員	<p>ぜひ検証管理は願います。</p>
弥勒委員	<p>先ほどの教員の指導力の向上のところだが、私が民間の会社にいたときは、様々な形で自己啓発を促されて、それを修了すると会社から半額補助があ った。弊社でも、就業時間が終わった後、あるいは土日とかを使って自己啓発を するとか、あるいはそういう意欲のある人には、そういう場を提供して業務に直接必要なものであれば全額会社が負担するなど、そのようなことをやっている。先ほどの話だと民間に派遣して、例えばそれが1年という ような形でまとめて、そういう経験をしていただくというのも一つの方法かとは思 うが、キャリアの切れ目なく、なおかつ指導力を向上させるということが切実に迫 っているような状況であるのであれば、そういうことができるような形もひとつの理想の姿ではないかなと思う。</p> <p>ただ先ほども申し上げたとおり、そんな余裕がないということであれば、そういった環境を教員の方に整備することがまた一つの解決策でないかと思う。</p>
事務局	<p>専門高校に限らず、そういった一定の研修は希望制であるので、教員が</p>

	<p>参加するような促しもしたい。また、今現在高等学校では高い年齢の教員が多くなっている。OJTというのは今の段階でやっておかないと、基本的な技術が身につかず、伝わらないということがあるので、まずは校内でのOJTの強化に今後取り組んでいきたい。</p>
弥勒委員	<p>ITの進歩によって、就業時間後や土日など空いている時間に、自宅のパソコンやタブレットを使って、様々な教育プログラムを通じて知識の習得ができる環境が整っていると思うので、それを可能にする環境づくりが大事ではないかと思う。</p>
事務局	<p>そういったタブレット等の研修も検討していきたい。</p>
教育長	<p>基本的に教員は、他の職種と違って絶えず自己研鑽をしていただくというがあるので、そういう空いた時間も含めて常に新しいこと、指導に関することについては進んで研究をしていただいている。その環境を自分でできない部分、さらに専門性の部分について、高等学校であったり、企業にお願いし、後押しする場を確保して、さらにその研究を進めてもらうことだと考えている。</p>
弥勒委員	<p>私たちのような会社の場合、特に英会話のニーズがあるが、昔は英会話の学校に通っていたが、今や自宅のパソコンで空いている時間にいくらでもできるぐらいに今の世の中というのは随分便利になっている。ニーズがあるんだったら、そのような形で手軽に教員の研修プログラムみたいなものが、多分そういうものを提供している会社も、スタートアップでもなんかあるんじゃないかと想像するが、色んなやり方が考えられるんじゃないかと思う。</p>
教育長	<p>現在、産業高校は、民間の企業との共同研究のようなことを通じて自分の技術を身につける、研究を進めるといった色んなことができるようになっていっているので、さらに産業界が求める、子どもたちにつけたい力をより具体的にピックアップして、そこに対しての指導力をつけていくというようなことをさらにやっていくことになる。</p> <p>弥勒委員から先生方は忙しいとの話があったが、授業としては産業高校の専門の先生は週に14時間くらいか。</p>
事務局	<p>普通科よりは多く、週に18時間くらいである。当然その前後は授業の準備や振り返りを、各先生が行っているというような現状。</p>
弥勒委員	<p>テレビとかラジオなどで、いかに学校の先生が忙殺されていて、月に100時間とか、そういうのが当たり前だとか、そういう話も聞いたこともある。</p>

	<p>実態を知らないのだが、そういう状況だととてもじゃないがそんな余裕はないと思うが、それは学校によっても、先生によっても、置かれている状況によって違うのだと思う。</p>
町田委員	<p>こういう統計の資料を見るたびにいつも思うが、仕事柄、私はデザイン方なので、ぱっと見たときに、現状と、どういうところが足りなくて、どういう分野がもうちょっと力をいれたらこうなるみたいな、ビジュアルで見える化できるといろんな人に共有できそうだなと、これもそういうふうにしていくのは大変だとは思いますが。</p>
教育長	<p>県立高校の、先生で毎月 100 時間超えの方はそんなにたくさんはいないのか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
教育長	<p>多分 100 時間超えの教員の大部分は部活動の顧問の先生で、例えば土日に遠征などに行ったりするとすぐに 1 日 8 時間くらいの時間外となる。そういった中で、毎日 2 時間部活動をやれば時間外勤務が積み上がっていく。部活動をされていない先生で 100 時間はいないか。</p>
事務局	<p>いない。</p>
教育長	<p>だいたい 40 時間までか。高知県の県立学校で。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
教育長	<p>今言ったように、1 週間の授業が 14 時間から 18 時間、これが小学校になると月曜から金曜日まで毎日授業持つため、28 時間くらい。ただ部活動はない。学校によって働き方に違いがある。中学校も一番は部活動。高校で一生懸命熱心にやってくださればくださるほど、100 時間とか、時間外が多くなる。</p> <p>県立高校の場合、学校が機械警備で夜 7 時とか 8 時で自動的に閉まり、それ以上学校にいられないというところもかなり増えてきているので、そんなに県立学校で 100 時間超えの先生がいるようなことはない。</p> <p>部活動などで、そういう先生に一人一人どうやれば長時間勤務が解消できるか、個別に取り組んでいる。</p>
弥勒委員	<p>先生方が何の不満もなく、部活動に生きがいを感じてということであればいいが、新たな研修を受ける時間が取れないという意味であれば、それはそれで問題だと思う。例えば OB だとか、あるいは民間で 60 歳を過ぎた</p>



教育長	<p>方だとか、いろんな形で半分ボランティア、半分仕事で部活動の面倒を見てもらうということも考えてもいいのではないか。そうするとその時間は少なくともその先生は空く。そういうことは多分考えてらっしゃると思うが。</p> <p>先生方がその間本来の仕事ができるようにという取組として、部活動を見てもらえる方については、非常勤職員として雇用し、毎年だんだん増やしているが、任せられないことや、自分でやりたいという方もいらっしゃる。全部が全部までは難しい。</p>
-----	--

【付議第 1 号 高知県立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令議案

(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

教育長	<p>今回の改正については、何か指摘があったということか。</p>
事務局	<p>総務省に学校の衛生管理体制などの報告をしており、その中で規定の位置付けがとられてないのが何県かあるということで、総務省から文部科学省に連絡がいき、文科省からきちんと置くようにという指導があった。</p> <p>他県も何件かあり、本県では、現在各校で勤務する職員は2名から5名ということで、安全衛生推進者の設置を要する職員数 10 名に満たないことから、安全衛生推進者は置いていなかった。労働安全衛生法の規定の一部改正もあって該当しないのではないかと文科省とやりとりしたようだが、公立学校の学校給食事業の事業場の単位は、一の教育委員会の管理下の学校給食調理場を一括して一の事業場とすることから、該当する県立学校6校の職員数を合わせると 18 名であり、やはり安全衛生推進者を置く必要があると指導があった。</p>
平田委員	<p>安全管理者とか衛生管理者とか推進者とあるが、この方になるのは衛生管理者という資格を持たないとなれないのか。</p>
事務局	<p>そうである。衛生管理なんかは資格があるので、有資格者を任命する。各学校でそういう任につくのに必要な研修等受けていただかなければならないので、県から費用負担して資格をとっていただいている。</p>
平田委員	<p>それはペーパー試験通らないといけないのか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>

教育長 各委員 教育長	付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第1号を原案のとおり議決する。
-------------------	--

【付議第2号 へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

平田委員	3ページの旧資料で、中川内小学校が中川内中学校になっている。
事務局	資料のミスで、上が小学校で下が中学校である。 規則の転記ミスである。申し訳ない。
教育長	これで室戸市にはへき地学校はなくなるということか。
事務局	1級のへき地学校等にはない。2級は佐喜浜小学校と中学校が残っている。
教育長	1級の方が2級よりへき地か。
事務局	手当が高いということである。
教育長	4級が一番低いのか。
事務局	5級まであり、それと準ずる地域がある。6段階おかれている。
教育長	1級だと20%くらいか。
事務局	5級が一番高く、18%である。 5級は沖の島小学校、沖の島中学校の2つである。
弥勒委員	そもそも1級から5級をへき地学校に指定というのは、そういうところにも教員を円滑に配置するための措置、つまり必要な手当を払うことによって、そういうところでもきちんと教員が充足するようにするための措置なのか。目的はなにか。
事務局	どちらかというと、そういったところへお勤めの教職員が諸条件に恵まれていないとか、離島であるとか、そういう勤務条件に対して手当とする、手当とするから行くのではなく、行った人に手当とするものである。

永野委員	うろ覚えだが、そもそもへき地振興法というのが昭和二十何年に、戦後すぐできて、いわゆる今で言う中山間地域における振興をどういうふうに、教育的担保するかというのがあって、そこで働く人たちの生活を守るとい うことで、不便なところから等級をつけて、手当てしましようということ で始まっていると思う。過去随分長い間、高知県はトップクラスのへき地 県なのでたくさんの学校があったが、興津なんかもへき地校だったと思う。 順番に学校がなくなって、級の高い、手当の高いへき地はほとんどなくな っている。今沖の島と言ったが。
事務局	沖の島が5級で、次の4級がなくて、3級が2校である。
永野委員	3級はどこか。
事務局	3級は魚梁瀬小学校、中学校、興津は2級。 今回の改正で、へき地手当の対象は51校になる。
永野委員	かつて義務教育は700校くらい小中学校はあった。戦後すぐ子どもが多 いときは。今は300校か。
教育長	小中で300校である。
永野委員	ほとんど中山間の学校が廃校となり、へき地の指定が当然なくなってい る。
教育長 各委員 教育長	付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。

【付議第3号 高知県産業教育審議会委員の任命議案

(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第3の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。

※委員名簿は別紙のとおり

【付議第 4 号 令和 3 年度高知県教科用図書選定審議会委員の任命等議案

(特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第 4 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 4 号を原案のとおり議決する。

※委員名簿は別紙のとおり

(5) 議決事項

付議第 1 号から第 6 号

原案どおり議決